

山医発第 390 号
令和 7 年 6 月 23 日

各郡市医師会長 様

山口県医師会
会長 加藤 智栄

令和 7 年 4 月診療分から実施している公務災害医療の請求・支払（直接請求）の
対象外患者について（公務災害を請求する医療機関向け通知）

平素から会務運営にご協力いただき深謝申し上げます。

さて、公務災害医療の請求支払につきましては、令和 7 年 2 月 5 日付文書（山医発第 1347 号）にてお知らせをしているところですが、令和 7 年 4 月診療分から、山口県医師会員の医療機関から地方公務員災害補償基金山口県支部（以下、基金）へ直接、診療報酬請求書を送付する仕組みで行われております。県庁職員常勤職員、山口県警本部（警察官）常勤職員、山口県教育委員会（学校・市町村立学校）常勤職員、市役所職員常勤職員につきましては、確実に基金が補償対象となりますので、令和 7 年 4 月からの変更通り（直接請求）で請求をお願いいたします。

ただし、公務員であっても非常勤職員等（別紙 1 をご参照下さい）では、請求先が基金以外の場合がございます。この場合、令和 7 年 3 月以前の請求方法（以下、間接請求）と変更はありませんので、ご留意いただきますようお願い申し上げます。

直接請求の対象外患者か否かを判断する方法につきましては、別紙 2 をご参照ください。別紙 2 には、公務災害を請求する患者にどこから認定を受けたか確認すれば請求先がわかることや、患者が基金の療養の給付請求書（様式第 5 号）以外を医療機関に持参し、記載を求められた場合は、従来の間接請求を行うことが記載されております。

基金への請求（直接請求）か否かが判断できない患者の場合は、公務災害を請求する患者全員から療養の給付請求書（様式第 5 号）を記載いただきますようお願いいたします。公務災害の認定後に、基金に請求する患者の場合は使用し、基金以外に請求する患者の場合は、患者が持参した請求書の使用をお願いいたします。

つきましては、貴会会員への周知方よろしくようお願い申し上げます。

当会ホームページに通知を掲載しております。

「医療・介護保険—自賠責保険」

<http://www.yamaguchi.med.or.jp/medical/jibaiseki/>



山口県医師会 医事・保険課(神田)

TEL : 083-922-2510 FAX : 922-2527

E-mail : h-kanda@yamaguchi.med.or.jp